

議案第 36 号

板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 9 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則
板橋区いじめ問題専門委員会規則（平成 26 年板橋区教育委員会規則
第 8 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

板橋区いじめ問題等専門委員会規則

第 1 条第 1 項中「板橋区いじめ問題専門委員会」を「板橋区いじめ問
題等専門委員会」に改める。

第 2 条第 1 項中「条例第 2 条第 2 項」を「条例第 2 条第 1 項第 2 号」
に改め、同条第 2 項中「推進」を「推進等」に改め、同条第 3 項中「重
大事態が発生した場合には、」の次に「教育委員会からの諮問に応じ、」
を、「条例第 14 条」の次に「第 1 項」を加え、「報告」を「答申」に
改め、同条に次の 1 項を加える。

4 専門委員会は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校（幼
稚園及び保育所を除く。）に在籍している児童又は生徒の自殺又は自
殺が疑われる死亡事案が発生したときは、教育委員会からの諮問に応
じ、条例第 14 条第 2 項に規定する組織として同項に規定する調査を行
い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

第 6 条第 4 項及び第 9 条第 1 項中「第 2 条第 3 項」の次に「及び第 4
項」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針の改正を踏まえ、いじめの疑いのない自殺事案等に対する調査に係る規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要があるため。

板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○板橋区いじめ問題等専門委員会規則 平成26年9月30日東京都板橋区教育委員会規則第8号 (趣旨) 第1条 この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例(平成26年板橋区条例第23号。以下「条例」という。)第11条4項の規定に基づき、板橋区いじめ問題等専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項) 第2条 専門委員会は、板橋区教育委員会(以下「教育委員会」という。)と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第2条第1項第2号に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決(以下「いじめの未然防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の推進について、審議する。 2 専門委員会は、教育委員会及び条例第2条第4項に定める学校(以下「学校」という。)のいじめの未然防止等のための対策の推進等について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。 3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会からの諮問に応じ、条例第14条第1項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。 4 専門委員会は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校(幼稚園及び保育所を除く。)に在籍している児童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、教育委員会からの諮問に応じ、条例第14条第2項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。 第3条～第5条 略 (会議及び議事) 第6条 略 2・3 略 4 専門委員会は、出席委員の過半数で議決したときは、第2条第3項及び第4項に規定する調査に係る会議の全部又は一部を非公開とすることができる。 第7条・第8条 略 (調査部会)	○板橋区いじめ問題 専門委員会規則 平成26年9月30日東京都板橋区教育委員会規則第8号 (趣旨) 第1条 この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例(平成26年板橋区条例第23号。以下「条例」という。)第11条4項の規定に基づき、板橋区いじめ問題 専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項) 第2条 専門委員会は、板橋区教育委員会(以下「教育委員会」という。)と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第2条第2項に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決(以下「いじめの未然防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の推進について、審議する。 2 専門委員会は、教育委員会及び条例第2条第4項に定める学校(以下「学校」という。)のいじめの未然防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。 3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。 本項追加 第3条～第5条 略 (会議及び議事) 第6条 略 2・3 略 4 専門委員会は、出席委員の過半数で議決したときは、第2条第3項に規定する調査に係る会議の全部又は一部を非公開とすることができる。 第7条・第8条 略 (調査部会)

第9条 専門委員会は、第2条第3項及び第4項に規定する調査を行うため、調査部会を置くことができる。 2・3 略 第10条～第12条 略	第9条 専門委員会は、第2条第3項に規定する調査を行うため、調査部会を置くことができる。 2・3 略 第10条～第12条 略
--	---